

後期高齢者医療制度のお知らせ

①保険証について

8月1日から被保険者証（保険証）が変わります。新しい保険証（ピンク色）は7月下旬に、ご自宅に郵送（簡易書留）します。

現在、使用されている被保険者証（若草色）は、8月1日以降は使用できません。若草色の保険証は8月1日以降に役場福祉課に返却するか、ハサミなどで裁断

②保険料について

して破棄してください。8月からは必ず新しい保険証（ピンク色）で受診してください。

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。7月中旬に保険料額および納付方法の通知を役場福祉課から送付します。

◆保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

◆均等割額の軽減

所得が低い世帯に属する

方は、下表の基準により均等割額が軽減されます。該当者には軽減措置を行った後の額を通知します。

◆保険料の徴収方法

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）です。ただし、条件に満たない場合は、納付書で納付する普通徴収となります。また、申請してもらうことで口座振替に変更することもできます。

特別徴収の方は、保険料額決定通知書にて10月以降の年金支給月ごとに天引きされる額を通知します。普通徴収の方は、保険料額決定通知書および納付書を送付します。

【特別徴収の徴収月】

第1期⇨4月、第2期⇨

6月、第3期⇨8月、第4期⇨10月、第5期⇨12月、第6期⇨2月

【特別徴収額の算定方法】

10月・12月・2月の年金天引き額⇨令和5年度保険料（4年中の所得を基礎とする仮徴収額）から4月・6月・8月の年金天引き額（3年中の所得を基礎とする仮徴収額）を差し引いた額

【普通徴収の納期】

第1期⇨7月、第2期⇨8月、第3期⇨9月、第4期⇨10月、第5期⇨11月、第6期⇨12月、第7期⇨1月、第8期⇨2月、第9期⇨3月

▼詳しくは、県後期高齢者医療広域連合事業課（☎059-1221-6883）、または役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

【保険料の算定】

年間保険料額 = ① + ② (上限 66万円)

- ①被保険者均等割額 = 44,589円 ※所得に応じて、左表のとおり軽減されます
②所得割額 = {総所得金額 - 基礎控除額} × 所得割率 (8.99%)

【均等割の軽減】

Table with 3 columns: 同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額の区分, 軽減割合, 軽減後の額. Rows show different income brackets and their corresponding reduction rates and amounts.



住民税均等割非課税等の世帯に 価格高騰対策特別給付金3万円を給付します

町では、令和5年6月1日現在、町の住民基本台帳に登録されている方で、令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯や、予期せず令和5年1月から令和5年10月までの家計が急変し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯を支援するため、国の給付金である価格高騰対策特別給付金（3万円）を給付します。

受給することができます。

◆申請書等提出期限は 令和5年10月31日(火)まで

申請書等の提出期限は、令和5年10月31日(火)までです。給付の対象となる方は、期限までに役場福祉課までご提出ください。

◆平日に来庁できない方

家計急変世帯の申請などで、平日午前8時30分から午後5時15分までに来庁できない方は、休日の受付など個別に対応しますので、随時ご相談ください。

▼詳しくは役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

◆手続きが不要な世帯

令和5年度住民税均等割が非課税の世帯で対象となりうる世帯のうち、令和4年度価格高騰緊急支援給付金を町から受給した世帯については、7月上旬以降に、給付金の支給に関するお知らせ文書を世帯主宛に送付します。

※給付金の支給を希望しない旨の申し出があった場合は、受給拒否届出書を送付します。 ※通知書に記載の口座を解約しているなど、給付金の支

給に支障がでる旨の申し出があった場合は、口座変更などの手続きを行っていただきます。

◆手続きが必要な世帯

令和5年度住民税均等割が非課税の世帯で対象となりうる世帯のうち、上記の申請不要な世帯以外の方には、給付内容等が書かれた「確認書」を送付しますので、中身を確認し必要事項を記入のうえ、役場福祉課に返送してください。

◆家計が急変した世帯は 申請が必要です

令和5年度住民税均等割は課税されており、予期せず令和5年1月から令和5年10月までの家計が急変し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯（家計急変世帯）の方は、収入が減少したことを役場福祉課まで申請することで、給付金を受け取ることができます。

また、給付金を申請する際

には、給与明細書や年金振込通知書などの収入額が減少したことがわかる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額がわかる書類の提出が必要で

◆配偶者からの暴力(DV)などを理由に避難している方

DVなどで住民票を異動させず、紀宝町に避難中の方も価格高騰対策特別給付金をご自身で受給できる可能性があります。また住民票上の世帯主がすでに給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV避難中であること)の証明と収入要件)を満たせば、